

滋賀県公立大学法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法
第 19 条の 2 第 4 項の額を定める条例について

1 地方独立行政法人法改正の概要

地方独立行政法人法の一部改正により、地方独立行政法人の役員または会計監査人（以下「役員等」という。）の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任が規定された。

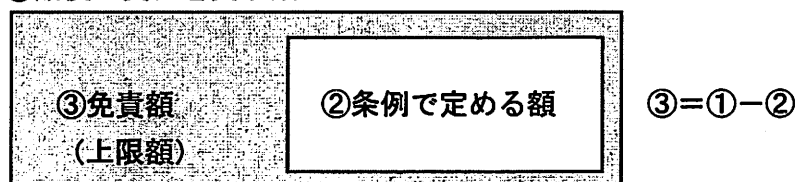
当該賠償責任は議会の議決を経た設立団体の長の承認がなければ免除できないが、

- ① 設立団体が地方独立行政法人の事務および事業の特性ならびに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額（下限額）以上の額（責任の最低額）を条例で定めている場合 で
- ② その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合
- ③ 責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき

は、賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を限度として、設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を法人が業務方法書で定めることができることとされた。

（令和 2 年 4 月 1 日施行。地方独立行政法人法第 19 条の 2 関係）

①賠償の責任を負う額



<参酌基準> 基準報酬年額※に右欄の数を乗じて得た額（地方独立行政法人法施行令）

理事長または副理事長	6
理事	4
監事または会計監査人	2

<下限額>

基準報酬年額

※基準報酬年額：一部免除承認の日を含む事業年度以前の事業年度において支給されるべき報酬等の一事業年度当たりの額に相当する額

2 条例案の概要

役員等の損害賠償責任の一部免除に係る責任の最低額は、基準報酬年額に役員等の区分に応じて定める数を乗じて得た額とする。

※役員等の区分に応じて定める数：政令で定める参酌基準と同じ

※施行日：令和 2 年 4 月 1 日

滋賀県公立大学法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2
第4項の額を定める条例案要綱

1 制定の理由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、滋賀県公立大学法人の役員等（以下「役員等」という。）の損害賠償責任の一部免除に係る責任の最低額を定めるため、滋賀県公立大学法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項の額を定める条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 役員等の損害賠償責任の一部免除に係る責任の最低額は、基準報酬年額に役員等の区分に応じて定める数を乗じて得た額とすることとします。
- (2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。